

介護老人福祉施設事業運営規定

(特別養護老人ホーム瑞祥苑)

社会福祉法人 佳祐会

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人佳祐会が開設する、特別養護老人ホーム瑞祥苑（以下「事業所」）という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業員は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的として援助を行う。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携に勤めると共に利用者の意思及び人格を尊重し、サービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム瑞祥苑
- (2) 所在地 奈良県大和郡山市矢田町4739-4

(職員の種類、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び業務の管理を一元的におこなう。
- (2) 医師 1名（嘱託 非常勤）以上
利用者の健康管理を担当し、看護職員と連携を密にして、看護職員等に対し適切な指示や指導を行うことにより利用者の保健衛生に努める。
- (3) 生活相談員 1名以上
管理者の指示の下、看護職員等他の職種と連携して利用者の生活相談、関係する他の期間との連絡調整を図り、施設ケアプランを作成してプランに則した利用者に対する生活支援が適切に実施されるよう業務全般の管理を行う。
- (4) 介護職員 入所者3名に対し介護・看護職員1名以上の配置とする

利用者の生活介護、生活援助等日常生活の支援を行う。

- (5) 看護職員 3名以上
医師の指示により利用者の保健指導、処置及び診療補助並びに介護職員と連携した介護業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名（非常勤又は常勤兼務）
医師、看護、介護職員等他の職種と連携して、利用者の要介護状態を軽減もしくは悪化の防止又は生活意欲の向上を目的として生活リハビリを行う。
- (7) 栄養士 1名以上
利用者の嗜好と栄養を考え、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する献立の作成及び調理員の指導を行う。
- (8) 調理員 6名以上（非常勤）
栄養士の指導の下、利用者の食生活の維持向上を図る給食調理全般の業務を行う。
- (9) 介助員 1名
居室等の清掃、洗濯、衣類の整理等介護職員と連携して介護業務を補う。
- (10) 事務員 2名以上
庶務、会計経理等の事務一般業務及び利用者の依頼を受けた場合は利用者に代わり金銭管理を行う。

（利用定員）

第5条 特別養護老人ホーム瑞祥苑の利用定員は56名とする。

（介護老人福祉施設の内容）

第6条 介護老人福祉施設は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するよう、また、認知症等利用者の状況を踏まえ日常生活に必要な援助を適切に行うものとし、具体的内容は次のとおりとする。

- (1) 入所生活介護計画の作成
- (2) 介護（食事、入浴、排泄、起居等生活一般）
- (3) 食事の提供
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) 教養娯楽の提供
- (8) 緊急時の対応
- (9) 身体拘束廃止に関する取り組み（実施する際の手順）
本取り組みは介護保険法における指定介護老人福祉施設の人員、設備及び

運営に関する基準第 12 条第 4 項に準拠した運営のため入所者の人権を尊重すると共に日常生活のケアの充実を図り、「身体拘束をしない介護」を目指す。なお、当苑における身体拘束廃止に対する取り組みにおいて掲げる目標数値は 0（未実施）とする。

（9）－2 実施の手順

- ①可能な限り他の代替策を検討し、あらゆる介護方法を実施する。
- ②やむを得ず身体拘束を実施する際には必要最小限の方法、時間、期間及び適正な方法に拠るものとし、その安全性、経過について確認を行う。
- ③身体拘束を行う予定の入所者の主治医に経過を報告或いは必要に応じて受診し、医師の見解を仰ぐ。
- ④事前に施設長、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員を交えた緊急のカンファレンスを開催し、身体拘束に至る事由の妥当性及びその拘束方法について確認し、ケアプランを作成すると共にカンファレンスの内容を記録する。
- ⑤前述の④について事前に家族へ当該案件の経緯や今後の予定について連絡をする。
- ⑥最終的に身体拘束を行うと判断した入所者について、別途施設が定める書式に必要事項を記入し、家族又は契約保証人の同意を得る。
- ⑦身体拘束を実施している期間は、その状況について克明に記録を取る共にその情報に基づいて速やかに身体拘束を解消できるよう検討を行う。

（利用料その他の費用）

第 7 条 入所生活介護を提供した場合の額は、厚生労働大臣の定める基準額によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次の各号に掲げるものは利用者の負担とする。

- （1）食材料費
 - （2）居住費
 - （3）理美容代
 - （4）前各号に掲げるもののほか、当該事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明すると共に支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(サービス利用者にあたっての留意条項)

第8条 サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、また、痴呆の状況と利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- (2) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいよう説明するものとする。
- (3) サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を拘束する行為を行ってはならない。
- (4) 事業者は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の従業員は、現に事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(非常災害時における対策)

第10条 事業者は、非常災害時に備えて防災計画を立てると共に、定期的に避難訓練等を実施する。

- 2 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- 3 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 4 施設は前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加があられるよう連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所の従業員の資質向上のため、研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修、採用後一ヶ月以内
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、雇用の契約内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人佳祐会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 5 事業者は、全ての従業者に対し健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業者は、感染症や非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。(委員会はテレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)
 - 3 虐待防止のための指針の整備
 - 4 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 5 前号4に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

- 第13条 施設は、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 施設は、身体拘束などの適正化を図るため、次の掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底するものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

附 則

- ①この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- ②変更後の第6条(9)、第6条(9)－2は平成24年11月7日から施行する。
- ③変更後の第7条は令和元年9月1日より施行する。
- ④変更後の第4条第5項は令和5年6月1日より施行する。
- ⑤変更後の第5条は令和5年6月1日より施行する。
- ⑥変更後の第10条第2項、第3項、第4項は令和5年6月1日より施行する。
- ⑦変更後の第11条5項から7項は令和5年6月1日より施行する。
- ⑦追加の第12条は令和5年6月1日より施行する。
- ⑧追加の第13条は令和5年6月1日より施行する。